

参考資料

[ 具体例 その1 ]

第1学年のA君が，昭和64年1月1日から同年12月31日までオーストラリアの高等学校に留学を認められた場合

昭和63年度 第1学年	昭和64年度 第2学年	昭和65年度 第3学年
	1月 留学期間 12月	

第1学年・・・国内の在籍校において，他の生徒と同様に当該生徒の昭和63年4月から12月までの学習状況に基づき，各教科・科目ごとに認定を行い，認められれば同等の単位を与え，生徒指導要録の学習の記録の各教科科目欄，小計欄及び合計欄に記入し，留学の欄には0と記入する。

第2学年・・・留学先の高等学校の学習状況に基づき，30単位以内で認定し，認められれば生徒指導要録の各教科・科目の学習の記録の留学欄及び合計欄に30と記入し，小計欄には0と記入する。

出欠の記録・・・昭和63年5月23日付け教指第270号「高等学校生徒指導要録の欄の記入等について」の別記1及び2の「要整備点」を参照すること。

[ 具体例 その2 ]

第2学年Bさんが，昭和63年8月1日から昭和64年6月30日までアメリカ合衆国の高等学校に留学を認められた場合

昭和62年度 第1学年	昭和63年度 第2学年	昭和64年度 第3学年
	8月 留学期間 6月	

第2学年・・・[ 具体例 その1 ]の第2学年の例と同様の扱いとする。

第3学年・・・国内の在籍校において，他の生徒と同様に当該生徒の昭和64年7月から昭和65年3月までの学習状況に基づき，各教科・科目ごとに認定を行い，認められれば同等の単位を与える。生徒指導要録の記入

については，[具体例 その1]の第1学年の例と同様の扱いをする。  
 出欠の記録・・・[具体例 その1]の例と同様の扱いとする。  
 の欄の記入

[具体例 その3]

第3学年のC君が，昭和63年8月1日から昭和64年6月30日までアメリカ合衆国の高等学校に留学を認められた場合

昭和62年度 第2学年	昭和63年度 第3学年	昭和64年度
		8月留学期間 6月

第3学年・・・留学先の高等学校の学習状況に基づき，30単位以内で認定し，卒業要件を満たしていれば，昭和64年6月30日をもって卒業を認める。

出欠の記録・・・留学中の授業日数は，次のとおりとなる。

の欄の記入

- ・ 国内の在籍校の昭和63年8月1日から昭和64年3月31日までについては，国内在籍校の第3学年の授業日数を第3学年の「留学中の授業日数」の欄に記入する。
- ・ 昭和64年4月1日から昭和64年6月30日までについては，新たに欄を設けて，国内の在籍校の昭和64年度第3学年の授業日数を「留学中の授業日数」の欄に記入する。